

## 【委託業務成績評定の通知について】

予定価格が100万円以上の業務委託については、完了検査が終了した後(設計及び監理業務委託の場合は、各業務の完了検査が終了した後)、委託業務成績評定点(設計業務委託の場合は、管理技術者評定点を含む。)を受託者に通知いたします。

委託業務成績評定点の通知事務を円滑に行うため、受託者は、宛名(受託者の住所等)を明記し、84円切手を貼った封筒1通(設計及び監理業務委託の場合は2通)を、委託業務契約時に営繕課総務・マネジメント保全係へ提出してください。

なお、JV 委託につきましては、共同企業体の代表者あてに通知しますので、代表者あての封筒1通を提出してください。